

信州の木活用課長
森林づくり推進課長 様
地域振興局林務課長

森林政策課長

現場管理費率の補正（冬期率）の補正を必要とする積雪寒冷地域の一部改定
について（通知）

このことについて、森林整備保全事業設計積算要領第 6（令和 6 年度治山林道必携 積算・施工編 51 頁）により必要な補正を行っていただいているところですが、その地域範囲の根拠としている、「国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和二十四年六月八日法律第二百号）」に規定される寒冷地手当を支給する地域が、令和 7 年 4 月 1 日に改定されました。つきましては、下記により改定された地域での積算をお願いします。

記

1 適用年月日

令和 7 年 10 月 1 日以降に公告する案件から適用する。

（本来、法律の改正時に適用すべきものですが、積算基準の改定及び建設部での改定に併せ、10 月 1 日適用とさせていただきます。なお、補正対象地域を掲載している治山事業設計指針については別途、森林づくり推進課より改定通知が発出される予定です。）

2 改定後の補正対象地域（4 級地）

・松本市 ・上田市 ・諏訪市 ・須坂市 ・小諸市
・大町市 ・飯山市 ・茅野市 ・塩尻市 ・千曲市 ・東御市 ・安曇野市
・南佐久郡のうち小海町、川上村、南牧村、南相木村及び北相木村
・北佐久郡 ・小県郡 ・諏訪郡
・上伊那郡のうち辰野町
・下伊那郡のうち平谷村、根羽村、売木村及び大鹿村
・木曽郡のうち上松町、木祖村、王滝村、大桑村及び木曽町
・東筑摩郡 ・北安曇郡 ・埴科郡
・上高井郡のうち高山村 ・下高井郡 ・上水内郡 ・下水内郡

【参考】本改定から対象外となる市町村

・長野市 ・岡谷市 ・伊那市 ・駒ヶ根市 ・中野市 ・佐久市
・南佐久郡のうち佐久穂町 ・上伊那郡のうち箕輪町、飯島町、南箕輪村及び宮田村
・下伊那郡のうち阿智村及び下條村
・上高井郡のうち小布施町

(問合せ先) 指導担当 百瀬、塚原

TEL : 026-235-7265

FAX : 026-234-0330

防災無線 : 8-231-3227

所属 E-mail : rinsei@pref.nagano.lg.jp